

# みやぎ震災伝承連携推進事業補助金

## 令和8年度事業募集のお知らせ

宮城県では、持続的な震災伝承の推進体制を構築するため、伝承団体等が実施する他の参考となりうるような先進的な震災伝承の取組に対し、その経費を補助します。

### 対象事業

#### 【基本型】

他の模範となるような先進的な伝承活動で次の1つ以上に該当するもの

- (1) 震災の記憶・経験の蓄積と発信
- (2) 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
- (3) 多様な主体の連携による伝承の推進

#### 【子ども・若者伝承型】※令和8年度新規メニュー

上記に加え、次の各号のいずれにも該当する場合

- (1) 主たる目的が子ども・若者（おおむね13歳からおおむね22歳までの者をいう。以下同じ。）への震災伝承であり、企画運営に参画する等の子ども・若者の能動的な関わりが認められる事業（以下「子ども・若者伝承事業」という。）を実施すること。
- (2) アンケート等の実施により、子ども・若者伝承事業の効果測定を行うこと。
- (3) 複数の事業を補助対象事業として申請する場合は、子ども・若者伝承事業に係る経費が、補助対象事業費全体の5割以上であること。

### 対象者

県内に所在し次の各号のいずれにも該当する、本補助金の趣旨に合致する活動を行う団体

- (1) 所在地が明らかであること。
- (2) 会計経理が明確であること。
- (3) 一定の活動実績又は見込みがあること。
- (4) 活動を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- (5) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的としていないこと。
- (6) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと。
- (8) 犯罪行為、その他公序良俗に反する行為など補助金を交付するにふさわしくないと認められる行為を行っていないこと。
- (9) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 補助限度額（補助率）

【基本型】 下限10万円、上限150万円（10/10）

【子ども・若者伝承型】 下限10万円、上限300万円（10/10）

### 募集期間

令和8年6月5日（金）から7月3日（金）午後5時（必着）

《 裏面に続く 》

## 対象経費

補助対象事業に直接係る経費で次のもの

人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、広告費・印刷製本費、通信運搬費、賃料及び施設使用料、行事保険料、その他県が必要と認める費用

※補助事業に要する経費であることが明確なもの（団体の経常経費は対象外）

## 申請方法

下記のウェブサイトから申請書類をダウンロードして必要事項を記載し、添付書類と合わせて下記提出先へ申請してください（直接提出・郵送どちらも可）。

併せて、申請書のデータ（Excel ファイル）を電子メールで提出してください。データの提出のみでは受理としないので御注意ください。

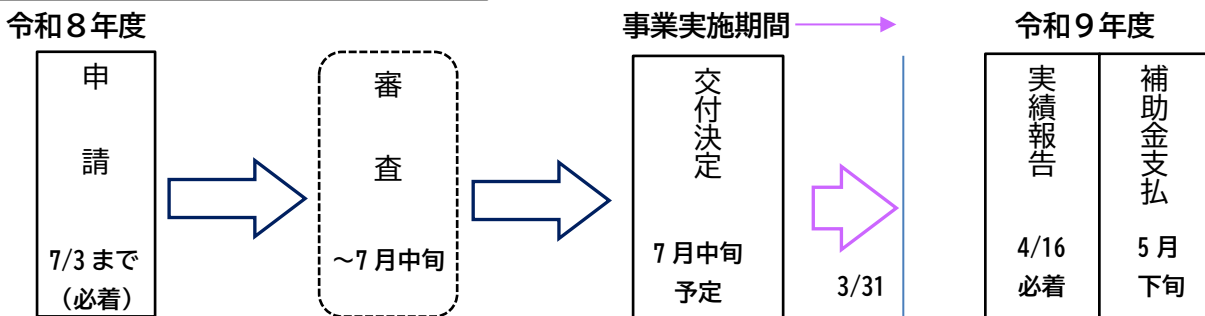
なお、提出書類一式は本事業の目的のみに使用し、返却はいたしませんので御了承ください。  
申請書ダウンロード先（宮城県ウェブサイト）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagi-densho-consortium/renkeisuisin-hojo.html>

申請書類：交付申請書様式第1号から様式第4号

添付書類：本人確認書類（登記事項証明書、定款、規約等）

## 補助金交付までの流れ（予定）



事業開始後、概算払（費用の前払）を請求することができます。

事業期間の前半は交付決定額の5割まで、後半は交付決定額の7割まで申請可能です。

※3月に県が開催予定の震災伝承みやぎコンソーシアム全体会等において、補助金交付事業の事例発表をしていただく予定です。

## 審査のポイント

申請書をもとに必要に応じてヒアリングを行い、先進性、経済性、実行可能性のほか、子ども・若者伝承型についてはその該当性について審査します。

## 問い合わせ・提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課 震災伝承班  
担当：渡邊、夏目

電話：022(211)2443 FAX：022(211)3519  
メールアドレス：denshod@pref.miyagi.lg.jp